

一般社団法人 日本救急往診医協会 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この定款施行細則は、定款第 58 条に基づき、一般社団法人日本救急往診医協会定款に定めるもののほか、本法人の管理運営に関して必要な事項を定め、その適正を図ることを目的とする。

第2章 会費

(会費)

第2条 定款第8条に基づき、本法人に入会しようとする者は、以下の年会費を納入しなければならない。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 運営会員(個人) | 一口金 10,000 円(一口以上) |
| (2) 運営会員(団体・法人) | 一口金 50,000 円(一口以上) |
| (3) 一般会員(個人) | 一口金 10,000 円(一口以上) |
| (4) 一般会員(団体・法人) | 一口金 50,000 円(一口以上) |
| (5) 賛助会員(個人) | 一口金 30,000 円(一口以上) |
| (6) 賛助会員(団体・法人) | 一口金 100,000 円(一口以上) |

(会費の納入)

第3条 会費は、請求書発行日の翌月末までに、所定の口座に会費を振り込むものとする。

第3章 資格の付与

(資格の付与)

第4条 本法人は定款第5条の事業を推進するため顧問および専門研究員の資格を付与することができる。

- 2 顧問および専門研究員については、会員および学識経験者等の中から理事会が選任して資格を付与する。
- 3 顧問は、定款第31条で定める理事会及び同第51条で定める委員会に参加し、法人活動の向上のために技術・知識などを提供することができるが決定権・議決権はもたない。
- 4 専門研究員は、定款第31条で定める理事会及び同第51条で定める委員会に参加することができるが決定権・議決権はもたない。

第4章 報酬

(報酬)

第5条 理事長、理事、監事、顧問、専門研究員(以下「役員等」という。)には、報酬及び費用を支払うことができる。

- 2 役員等の報酬、費用(交通費、旅費、宿泊費等の経費をいう。)については、総会において別に定める。

第5章 定款施行細則の変更または廃止

(定款施行細則の変更)

第6条 本定款施行細則は総会の決議によって変更または廃止することができる。

附 則

(施行期日)

この定款施行細則は、本法人の成立日から施行する。